

Financial Adviser

ファイナンシャル・アドバイザー

IO 2008

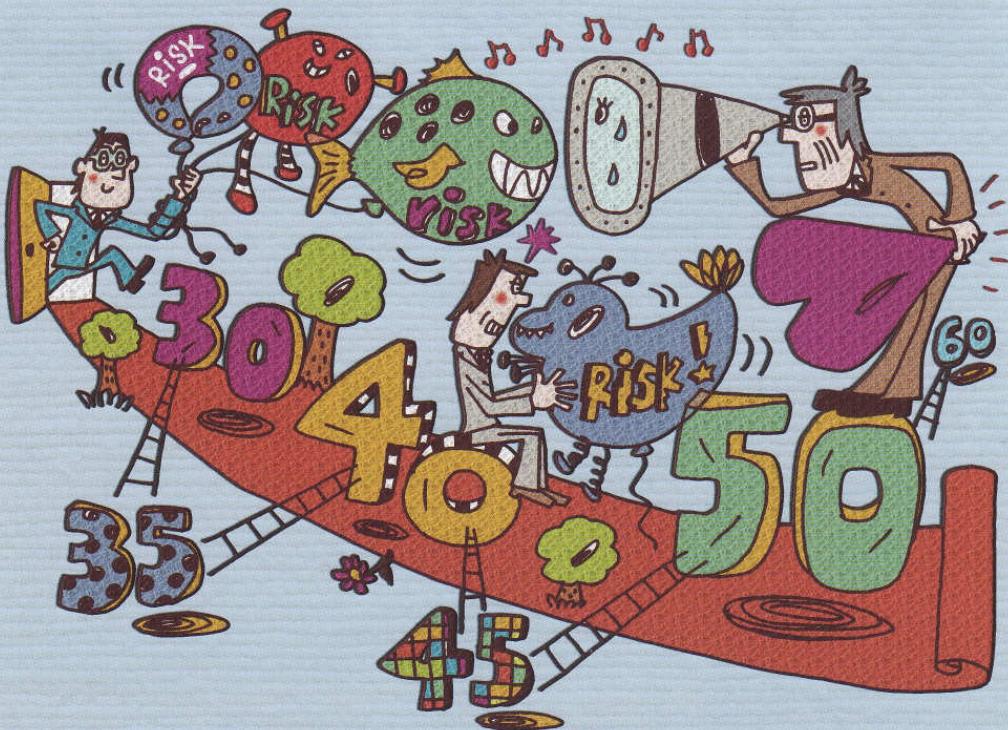
好評連載

金融商品との上手なつきあい方
「バランス型投信を勧める際のポイント」

年金力パワーアップ講座

「70歳以上の年金の給付調整」

特集 保険を活用した 個人のリスクマネジメント



●第7回のテーマ●

贈与税

贈与税の仕組みと
相続時精算課税制度



タックス博士

タックス
博士



からはじめる

税金教室

古井洋平

落合会計事務所

博士 贈与とは財産をあげること

博士 こんなにちは。第5回、第6回と相続税のお話をしてきましたが、今回は「贈与税」について勉強をしていきましょう。

香織 贈与とは財産をあげること

ですよね。

博士 そうですね。詳しく言うと、当事者の一方が自己の財産を「無償」で相手方に与え、相手方がこれを受け取ることによって成立する契約のことを指します。そして、贈与税はこの「財産を受け取った者にかかる税金」です。

大輔 渡した者ではなく、受け取った者にかかる税金なのです。

香織 贈与をする際には、書面に残さなくてはいけないのですか。

博士 贈与の意思表示は、書面でも口頭でも構いません。ただし、書面によらない場合には、財産の受渡しが終わらない限り、いつでも取り消すことができる民法で定められています。それでは贈与の基本の規定からお話しします。

毎年使うことができる
110万円の非課税枠

博士 贈与には年商110万円ま

香織 年間110万円という、毎年110万円まで使えるのです

博士 はい。相続税の基礎控除額は最低でも1,000万円と大きいのですが、相続のとき1回のみしか使えない。一方で贈与税は10万円と小さいのですが、毎年10万円と小さいのですが、毎年使うことができます。

大輔 なるほど、長い時間をかければ、税金をかけずに大きな金額を渡すことができるということですね。

博士 そのとおり。また、贈与をする相手が複数いれば、それだけ1年に税金がかかると移せる財産の金額が増えます。例えば、子供が3人いる場合、それぞれに毎年贈与するのであれば、毎年110万円×3人分の330万円になります。

大輔 300万円の贈与を受けたことにあります。この合計額から基礎控除額110万円を引いた190万円が税金のかかる「課税価格」となります。この課税価格に対応する税率は10%ですので、贈与税

博士 うためは、今の例のように、もう相手が「親族」でなければいけないなど制限はあるのでしょうか。

博士 特に制限はありませんので、誰から贈与を受けても、基礎控除額を使うことができますが、この基礎控除額は財産をもらった人」と適用します。

大輔 複数の人からもらつても、基礎控除額は110万円といっ

博士 例えば、1年間でAさんが、父親方の祖父から1,500万円をもらい、さらに母親方の祖父から1,500万円をもらうと、合計で3,000万円の贈与を受けたことがあります。

博士 そのため、この合計額から基礎控除額110万円を引いた1,900万円が税金のかかる「課税価格」となります。この課税価格に対応する税率は10%ですので、贈与税は19万円ですね。

博士 そのとおり。Aさんが毎年継続的に一人から1,500万円ずつ、合計3,000万円をもらつのであ

れば、贈与税は19万円から下がりませんが、150万円ずつもう一度きりであれば、贈与税を下げる方法があります。

香織 どういう方法ですか。

博士 每年基礎控除額が使えると「いつ」とは、Aさんがもう各150万円について、2年に分けてもれば、税金は $(150\text{万円} - 110\text{万円}) \times 10\% \times 2\text{年分} = 8$ 万円となり、1年間にまとめて贈与を受けるより11万円も減ります。この基礎控除額をうまく使うことが贈与税では非常に重要になります。それでは、次に贈与をする際の注意点について話します。

博士 さて、生前贈与については将来の相続申告の後で、税務調査が入るとよく揉めるところです。贈与はお子さんやお孫さんにすると」と多いのですが、そのときに「通帳や届出印を「財産をあげた側」で保管しており、「自分が死んだら子供や孫にその通帳を渡して欲しい」とおっしゃる方が結構います。

香織 確かに銀行でも、お子さんやお孫さんの口座を作りに来るお客様がいらっしゃいます。

博士 財産をあけた人が通帳出印の管理をしている場合には要注意です。税務では「あくまでもお子さんやお孫さんの名義を借りただけで、所有者は財産をあけた本人」と見なす考え方があるのです。

大輔 贈与では、もらった人にその財産を自由に使う権利があるわけですから、通帳やハンコはもった人が管理していないと、つまが合わないですものね。

通帳や届出印は、もらつた方で管理

博士 子供が小さいちは、親が

その通帳や届出印を管理することはないかもしれません、あげた側のおじいちゃんやおばあちゃんが管理するのはよらないですね。それから、「できれば贈与税の申告を行っておく」とことをお勧めします。

博士 「できれば贈与税の申告を行っておく」とことをお勧めします。贈与税の申告をする時は、年間で110万円を超えるような金額の贈与をするということで、極端な場合で111万円でも構いません。

香織 年間で111万円の贈与の場合、110万円の基礎控除額を差し引いた1万円に対して10%の税率ですから、1000円の贈与税ですね。

博士 そのとおり。翌年の3月15日までに贈与税の申告書を提出し、この1000円を納税することになります。少々の手間はかかりますが、贈与税の申告書を提出することにより、後々税務署の調査が入ったときに、贈与の実事実をしっかりと説明できますよね。

香織 先日、銀行の住宅ローンの相談でも、4000万円のマイホームを購入するのに、父親がすべてお金を出して、名義は子供と半分ずつにしたいと相談してきたお客様がいました。

博士 それは父親から子供へ200万円の贈与となり、子供は720万円も贈与税を納付することになってしまいます。不動産の購入や所有権の移動があつた場合に登記所から税務署へその資料が通知されますので要注意です。

博士 それは父から子供へ200万円の贈与となり、子供は720万円も贈与税を納付することになってしまいます。不動産の購入や所有権の移動があつた場合に登記所から税務署へその資料が通知されますので要注意です。贈与税の納税を避けるためには、後ほど説明する「相続時精算課税

事なのですね。でも逆に、贈与をしていないつもりでも、贈与になってしまふこともあります。その代表例が次の二つのケースですね。一つ目は不動産の名義が、お金を出している人以外になっていること、二つ目が借入金の肩代わり返済です。

博士 そうですね。財産をあげた側では「あげた」という意識がなくても、実際は贈与したことになってしまふことがあります。その代表例が次の二つのケースです。一つ目は不動産の名義が、お金を出している人以外になっていること、二つ目が借入金の肩代わり返済です。

贈与かないうちに贈与になつているケースも気付かないことに

大輔 贈与の事実を残すことが大

事なのですね。でも逆に、贈与をしていないつもりでも、贈与になつてしまふこともあります。その代表例が次の二つのケースですね。一つ目は不動産の名義が、お金を出している人以外になっていること、二つ目が借入金の肩代わり返済です。

制度」を使うのも一つの手です。

大輔 うつかり、お金を出した人以外の名義にしてしまうと大変ですね。

博士 また、夫婦間のマイホームの贈与については贈与税がかからぬ特例がありますが、これについても後で説明します。

香織 同じように、「子供のローンの返済を親が肩代わりした場合も、返済分の現金をあてたことと同じになりますから、その返済額が贈与といふことですね。

博士 はい。親が子を心配するのには分かりますが、ちょっと注意が必要ですね。

博士 さて、贈与税にも、税金を一部免除してくれる特例があります。この特例は年齢110万円の基礎控除額にどれわざ、もつと大きな金額を贈与しても、贈与税がかからないといふものです。

大輔 相続税の対象となる財産を大きく減らすためにも是非使いたいですね。

博士 これは「贈与税の配偶者控除」という特例で、婚姻期間が20年以上の「夫婦についての規定で

す。マイホームの所有者がその配偶者にマイホームとその敷地を贈与した場合、2000万円までの部分については贈与税がまったくかかりません。

香織 他の贈与がなければ110万円の基礎控除額と合わせて210万円までが無税で贈与できるということですね。

博士 そのとおり。ただし、この特例には注意点が二つあります。

一つ目は、贈与税の申告を翌年に必ず行わなければならないということ。もう一つは、贈与税は無税ですが、不動産を受け取ったことになりますので、贈与を受けた側で、登録免許税と不動産取得税はしっかり課税されるといふことです。

博士 お客様にお話しくる際は、この注意点も一緒に説明しないと、大変なことになってしまいますね。

大輔 お客様にお話しくる際は、この注意点も一緒に説明しないと、大変なことになってしまいます。

大輔 お客様にお話しくる際は、この注意点も一緒に説明しないと、大変なことになってしまいます。

博士 そしてもう一つ、税金が免除されるものではないのですが、

贈与税額がゼロだ

先ほど言った「相続時精算課税制度」というものがあります。これ

は、生前贈与で2500万円まで贈与税をゼロとする代わりに、将来の相続のときに、生前贈与した財産を持ち戻して相続税の計算をするというものです。生前に贈与税をほとんど課税されません。

博士 そのとおり。ただし、この特例には注意点が二つあります。

一つ目は、贈与税の申告を翌年に必ず行わなければならないといふこと。もう一つは、贈与税は無税ですが、不動産を受け取ったことになりますので、贈与を受けた側で、登録免許税と不動産取得税はしっかり課税されるといふことです。

博士 少し複雑な制度ですので、図表2のケースを参考にしてください。また、この相続時精算課税に対し、今までお話ししてきた年110万円の基礎控除額の贈与の規定を「暦年課税」と言いますので、これも覚えておいてください。

大輔 この制度を使うに当つて、気をつけることはありますか。

大輔 この制度を使うに当つて、気をつけることはあります

博士 まず、この制度は親から子供への生前贈与に限られます。さ

けません。年齢は贈与の年の1月1日の年齢です。

香織 2500万円を超えた部分の税率はどうなるのですか。

博士 相続時精算課税制度では、2500万円を超えた部分について一律20%の贈与税がかかります。暦年課税の税率とは異なりますので注意してください。さり

て、相続時精算課税制度には、「住宅資金特別控除」という特例があります。この特例は、平成21年12月末までの適用ですが、贈与する財産が「マイホームの取得資金」の場合には、特別控除額が1000万円増えて、合計3500万円になるというものです。この

住宅資金の贈与に限り、親の年齢制限がなくなり、親が55歳未満でも適用できます。ただし、この相続時精算課税制度を使うためには税務署へ「届出書」を提出しなければいけません。ちなみに暦年課税では、届出書は必要ありません。

香織 将来の相続で税金をしつかり納めてもらう必要があるので、税務署はその事実を知つておきたい

2500万円までにこつこと

博士 まずは、この制度は親から子供への生前贈与に限られます。さ

らに年齢制限もあり、親は65歳以上、子供は20歳以上でなければい

1からはじめる税金教室

図表2 相続時精算課税の流れ

相続人1人の簡単なケースで説明します。

〈前提条件〉

相続財産：1億円
被相続人：母（父は以前死亡）67歳（≥65歳）
相続人：子1人、39歳（≥20歳）

① 平成20年 相続時精算課税で3500万円贈与

2500万円	1000万円
--------	--------

贈与税の特別控除額 2500万円

〈贈与税の計算〉

$$(3500\text{万円} - 2500\text{万円}) \times 20\% = 200\text{万円}$$

② 平成××年 相続

3500万円	相続発生時の 相続財産 6500万円
--------	-----------------------

↓ 相続財産1億円で相続税を計算する

相続税の基礎控除額 6000万円	4000万円
------------------	--------

〈相続税の計算〉

相続税額 600万円 (4000万円 × 20% - 200万円)
(3500万円持ち戻して1億円で計算)

以前納めた贈与税額 △200万円
差引き納税額 400万円

年間110万円までの贈与には税金がかかりません。また生前贈与で活用できる相続時精算課税制度というものもあります。



が、財産を合計して将来の相続税がかかるないか、かかっても数十万円程度であれば、相続時精算課税制度を使って生前に財産を分けてしまう方が有効だといえます。香織 相談を受ける際には、将来の相続税の金額と一緒に考えてあげることが重要ですね。

博士 はい。そして、今までのお話のとおり、贈与税の規定を使う際には、注意しなければならないことが多いありましたね。お客様にお話しする際には、それらの注意点を説明することも忘れないでください。

大輔・香織 分かりました。ありがとうございました。

いということですね。
博士 そのとおりです。そしてこの制度を選ぶ際に最も注意しなければならないことは、相続時精算課税制度を一度選択すると、その

親子については毎年課税が使えないくなってしまうことです。この制度を使わなければ、毎年課税で毎年110万円の基礎控除額を使い、少しすつ子供や孫に財産を移すことができます。

大輔 相続時精算課税と毎年課税はどういう有利なのですか？
博士 それは親の財産額によって異なります。およそその目安です